

市第67号議案

横浜市事務分掌条例の一部改正

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

横浜市事務分掌条例（昭和26年10月横浜市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「局」を「統括本部及び局」に改め、同条中  
「 都市経営局

- (1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項

総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (3) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- (4) 財務に関する事項
- (5) 他の局の主管に属しない事項

市民局

- (1) 市民活動及び区政に関する事項
- (2) 広報、広聴、文化及びスポーツに関する事項

を

「 温暖化対策統括本部

- (1) 地球温暖化対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する

る事項

政策局

- (1) 市政運営に係る総合的な調整並びに重要な政策の立案及び調整に関する事項

総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (3) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項
- (4) 他の局の主管に属しない事項

財政局

- (1) 財務に関する事項

市民局

- (1) 市民活動及び区政に関する事項
- (2) 広報、広聴、スポーツ及び人権・男女共同参画に関する事項

文化観光局

- (1) 文化、観光及び創造都市の形成に関する事項

経済局

- (1) 商業及び工業の振興並びに中小企業等の支援に関する事項
- (2) 市場、消費生活及び雇用に関する事項

に、

- 「(1) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項

経済観光局

- (1) 商業、工業及び観光の振興に関する事項
- (2) 市場、消費生活及び雇用に関する事項

を

「(1) 廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する事項」

に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条第 1 項中「第 1 条」を「前条」に改め、「掲げる」の次に「統括本部又は」を加え、同条第 2 項を削り、同条を第 2 条とする

。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

( 横浜国際港都建設審議会条例の一部改正 )

2 横浜国際港都建設審議会条例 ( 昭和39年 6 月横浜市条例第83号 ) の一部を次のように改正する。

第 7 条中「都市経営局」を「政策局」に改める。

( 横浜市財産評価審議会条例の一部改正 )

3 横浜市財産評価審議会条例 ( 昭和39年 3 月横浜市条例第15号 ) の一部を次のように改正する。

第14条中「総務局」を「財政局」に改める。

( 横浜市大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正 )

4 横浜市大規模小売店舗立地審議会条例 ( 平成12年 2 月横浜市条例第 8 号 ) の一部を次のように改正する。

第 9 条中「経済観光局」を「経済局」に改める。

( 横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例の一部改正 )

5 横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例 ( 昭和44年 4 月横浜市条例第18号 ) の一部を次のように改正する。

第 9 条中「経済観光局」を「経済局」に改める。

(横浜市勤労者福祉共済条例の一部改正)

- 6 横浜市勤労者福祉共済条例(昭和45年4月横浜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第17条中「経済観光局」を「経済局」に改める。

(横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会条例の一部改正)

- 7 横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会条例(昭和36年12月横浜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「経済観光局」を「経済局」に改める。

(横浜市中央卸売市場業務条例の一部改正)

- 8 横浜市中央卸売市場業務条例(昭和47年3月横浜市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第80条及び第81条の8中「経済観光局」を「経済局」に改める。  
。

### 提 案 理 由

市民の暮らしの充実を図り、及びその安心を確保するとともに、将来の横浜の活力を最大限に高める執行体制を確立する等のため、横浜市事務分掌条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

横浜市事務分掌条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（統括本部及び局の事務分掌）  
局

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項後段の規定による横浜市の事務分掌は、次のとおりとする。

温暖化対策統括本部

(1) 地球温暖化対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する

事項

政策局  
都市経営局

（省略）

総務局

- (1) 議会に関する事項
- (2) 条例の審査、立案その他の市の行政一般に関する事項
- (3) 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項

(4) 財務に関する事項

(4) 他の局の主管に属しない事項

(5)

財政局

(1) 財務に関する事項

市民局

- (1) 市民活動及び区政に関する事項
- (2) 広報、広聴、スポーツ及び人権・男女共同参画に関する事項  
広報、広聴、文化及びスポーツに関する事項

文化観光局

(1) 文化、観光及び創造都市の形成に関する事項

経済局

(1) 商業及び工業の振興並びに中小企業等の支援に関する事項

(2) 市場、消費生活及び雇用に関する事項

(省略)

経済観光局

(1) 商業、工業及び観光の振興に関する事項

(2) 市場、消費生活及び雇用に関する事項

(省略)

(事業本部の設置)

第2条 市長は、重要かつ緊急的な行政課題に対応する等のため、

必要により事業本部を設けることができる。

(部、室、課及び係の設置)

第2条 市長は、必要により 前条 に掲げる 統括本部又は 局の下に

第3条

部、室、課及び係を設けることができる。

2 市長は、必要により前条に定める事業本部の下に部、課及び係

を設けることができる。

横浜国際港都建設審議会条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現行)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策局  
都市経営局において処理する。

横浜市財産評価審議会条例(抜粋)

(上段 改正案  
下段 現行)

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、財政局  
総務局において処理する。

横浜市大規模小売店舗立地審議会条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（庶務）

第 9 条 審議会の庶務は、 $\frac{\text{経済局}}{\text{経済観光局}}$ において処理する。

横浜市技能職設備資金等貸付審査会条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（庶務）

第 9 条 審査会の庶務は、 $\frac{\text{経済局}}{\text{経済観光局}}$ において処理する。

横浜市勤労者福祉共済条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（庶務）

第 17 条 審議会の庶務は、 $\frac{\text{経済局}}{\text{経済観光局}}$ において処理する。

横浜市駐留軍関係離職者等対策協議会条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（庶務）

第 9 条 協議会の庶務は、 $\frac{\text{経済局}}{\text{経済観光局}}$ において処理する。

横浜市中心卸売市場業務条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（庶務）

第 80 条 協議会の庶務は、 $\frac{\text{経済局}}{\text{経済観光局}}$ において処理する。

（庶務）

市第 67 号

第 81 条の 8 委員会 の 庶 務 は、経 済 局  
経 済 観 光 局 に お い て 処 理 す る。